

令和 8 年 度

高 梁 市 学 童 保 育 利 用 ガ イ ド

令和 8 年 4 月 1 日から利用を希望される方の申請期間は、
令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）～1 1 月 1 4 日（金）《必着》です。

（詳しくは本文をご覧ください）

★このガイドには入所申請から利用開始後までの重要な事項を記載しています。
必ずお読みいただくとともに、令和 8 年度中は大切に保管してください。

<このガイドに関する問い合わせ先>

高梁市こども未来課 支援係

〒716-8501

高梁市松原通 2043 番地

TEL: (0866) 21-2666

FAX: (0866) 23-1433

（問い合わせ時間）：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分）



電子申請はこちら！



市 HP はこちら！



目 次

1 . 学 童 保 育 の 概 要

(1) 学 童 保 育 と は	1
(2) 対 象 児 童	1
(3) 設 置 場 所	2
(4) 利 用 期 間	2
(5) 開 所 日 ・ 標 準 利 用 時 間	3
(6) 保 護 者 負 担 金	3
(7) 負 担 金 の 減 免 制 度	4
(8) ご 利 用 に あ た っ て の 注 意 事 項	4
(9) 気 象 警 報 発 令 時 等 に お け る 取 扱 い	6

2 . 利 用 手 続 き

	8
(1) 手 続 き の 流 れ	9
(2) 入 所 提 出 書 類	9
(3) 申 請 書 の 提 出 に つ い て	10
(4) 申 請 事 項 の 変 更 に つ い て	11
(5) 退 所 及 び 利 用 状 況 等 の 確 認 に つ い て	11
(6) 入 所 許 可 の 取 消 し	11
(7) よ く あ る お 問 い 合 わ せ	12

(参 考) 提 出 書 類 記 入 例

【記入例】 高梁市放課後児童健全育成事業利用(新規・継続)申請書 . .	13
【記入例】 家庭状況調査票	15
【記入例】 児童の実態調査	16
【記入例】 就労証明書	17

1 . 学 童 保 育 の 概 要

(1) 学 童 保 育 と は

学童保育は保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

(2) 対 象 児 童

保護者が就労等で昼間家庭にいない市内小学校等 1 ～ 6 年生の児童

■保護者とは…「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」
(児童福祉法 第6条)

なお、「就労等」とは、保護者が次に掲げる事由のいずれかに該当し、学童保育の利用が必要と認められる場合です。

事 由	条 件	入 所 期 間
①就労	月 48 時間以上労働することを常態としている場合。	必要と認められる期間 (ただし、最長で年度末まで)
②妊娠・出産	出産予定日の前 8 週 (多胎の場合前 14 週) から産後 8 週の期間にある場合。	出産予定日の前 8 週 (多胎の場合前 14 週) から産後 8 週の期間。
③疾病等	病気やケガ、または心身に障害がある場合。	①と同じ
④同居親族の 介護・看護等	同居親族等を常時介護または看護している場合。	①と同じ
⑤災害復旧	火災、風水害、地震などの災害に見舞われ、その復旧にあたっている場合。	①と同じ
⑥就学等	学校で就学していること、または職業訓練校等で職業訓練を受けている場合。	卒業予定日または終了予定日までの期間
⑦虐待・DV	児童虐待またはそのおそれがある場合、またはDVにより児童の育成を行うことが困難と認められる場合。	①と同じ
⑧その他	①～⑦に類する状態であると認められる場合。	

(3) 設 置 場 所

対象となる学童保育の定員、所在地等は次のとおりです。

学童名称	定員 (人)	所 在 地	T E L
高梁学童保育	80	高梁市落合町近似 504-1 高梁小学校内	0866-22-0454
津川学童保育	20	高梁市津川町今津 1077 津川小学校内	0866-23-0570
川面学童保育	20	高梁市川面町 895 川面小学校内	0866-26-1010
巨瀬学童保育 (R8.4.1 から廃止予定)	20	高梁市巨瀬町 4972-5 巨瀬幼稚園内	0866-25-0810
中井学童保育	20	高梁市中井町西方 300 中井小学校内 (未定)	0866-28-2815
玉川学童保育	20	高梁市玉川町玉 1528-2 玉川幼稚園内 (未定)	0866-23-1003
落合学童保育	70	高梁市落合町阿部 1287-2 落合児童館内	0866-23-1199
福地学童保育	20	高梁市落合町福地 1578 福地小学校内	080-8245-9801
有漢学童保育	30	高梁市有漢町有漢 3387 有漢地域センター内	0866-57-3315
成羽学童保育	60	高梁市成羽町下原 1086 成羽小学校内	0866-42-4774
川上学童保育	40	高梁市川上町地頭 1365 川上児童館内	0866-48-4022
富家学童保育	30	高梁市備中町長屋 27-1 富家小学校内	0866-45-3025

※新入生の申込状況により利用を決定します。

※申請が定員を超える場合については利用状況における安全面等を十分考慮し受入数を判断します。

※定員の関係上必ずしも利用ができるとは限りません。

※「高梁市学童保育設置及び休止又は廃止の基準（内規）」第3条により、利用児童数が1名以下の場合は、休止することがありますので、あらかじめご承知ください。

(4) 利 用 期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※利用にあたっては、年度ごとに入所申請が必要となります。

※利用を辞退（中止）する場合は、利用を辞退（中止）したい月の前月末までに、「中止届」の提出が必要です。

(5) 開 所 日 ・ 標 準 利 用 時 間

利 用 日	通常利用時間	延長利用時間
平日	下校時～１７：００	１７：００～１８：００
土曜日	８：３０～１７：００	延長なし
学校休業日（夏休みなどの長期休みや学校行事の振替休日等）	８：３０～１７：００	８：００～８：３０ １７：００～１８：００
日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆（８月１４日～８月１６日）、年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）はお休みです。		

※上記の利用時間は標準の時間であるため、実際の時間は各学童保育へご確認ください。

※保護者が在宅できる日（時間）は利用できません。（在宅勤務は除く）

※感染症の拡大防止対策として必要に応じて休所になる場合があります。

※延長利用を希望される場合は、利用承認後に各学童保育で手続きが必要です。

(6) 保 護 者 負 担 金

保護者負担金	月額 ５,４００円（８月分のみ １２,０００円） ※保護者負担金は、月途中で学童保育の利用をはじめた場合や、月途中で利用を中止された場合においても満額お支払いいただきます。（日割り計算は行いません）
納入方法	口座振替による ※口座振替ができない場合にはこども未来課へご相談ください。

【口座振替のお申込み】

利用承認通知書へ同封している「高梁市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、**利用承認通知書を受け取ってから１０日以内に**、下記口座振替取扱金融機関へ提出してください。

また、現在入所中の方で、利用する口座を変更する場合は、こども未来課で新しい依頼書を受取り、再度ご提出ください。

口座振替取扱金融機関	中国銀行・トマト銀行・備北信用金庫・晴れの国岡山農業協同組合・中国労働金庫・ゆうちょ銀行
振替日	毎月月末 ※振替日が土・日・祝の場合は翌営業日
注意事項	・保育園等で使用していた口座情報は引き継がれません。学童保育用にお申し込みが必要です。 ・前年に口座振替を行っていた場合、「高梁市税等口座振替依頼書」は提出不要です。 ・通帳届出印の相違等、不備があった場合は、口座振替の開始時期が遅くなります。 ・口座振替が開始するまでは、納付書でのお支払となります。

(7) 負担金の減免制度

世帯の収入状況や兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金の減免制度を設けています。決定通知と合わせて申請書を送付しますので、該当の方は申請をお願いします。詳しくは高梁市こども未来課にお問い合わせください。

※減免制度は一部変更する場合があります。変更となった場合は、改めてご連絡いたします。

- (1) 保護者が生活保護受給者若しくは母子（父子）または重度障害者世帯で前年度の市民税が非課税である場合、免除。
- (2) 母子（父子）または重度障害者世帯で前年度の市民税が均等割の場合、2分の1減額。
- (3) 前年度の所得税が非課税世帯であって、児童が2人以上利用している場合、最年長児童以外の児童について 2分の1減額。
- (4) 生計同一世帯の児童が2人以上利用している場合、2人目を4分の1減額、3人目以降を2分の1減額。
- (5) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき、減額または免除。

(8) ご利用にあたっての注意事項



① 服薬について

■投薬は医療行為にあたるため、学童の職員は行うことができません。

服薬する場合、児童が自分で服薬することになります。適切な服用管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時間などについて、学童の職員へお伝えください。

② 学級閉鎖等の場合について

■学級閉鎖（学校閉鎖）となったクラスの児童は、疾病等の感染拡大を防止するため、閉鎖期間中は学童を利用できません。

また、感染症にかかり出席停止となった児童が治癒後、学童を利用する際は、医師から登校可能である旨の指示を受けたことを保護者から文章または口頭で連絡してください。

■学級閉鎖（学校閉鎖）を決定した日で、

○通常より早く下校する場合は、学童を利用できません。

○通常下校の場合は、学童を利用できます。

③ 学童備品について

■学童内の工作物や備品を汚損、破壊した場合は、保護者に対して原状回復もしくは損害賠償を求めることがあります。

④ 学童での学習時間について

■各学童で設けている学習（宿題）の時間では、自主的に取り掛かるように声掛けをし、習慣付けの指導を行います。学童の職員は教諭ではないため、学習指導はできません。宿題ができているかなどの確認は各ご家庭でお願いします。

⑤ 送迎について

■学童保育の登降所は、保護者の送迎が基本です。

平日のお迎えは、必ず閉所時間に間に合うようにお願いします。

土曜日・振替休業日・長期休業中の登所は、必ず職員に声をかけて児童を預けてください。

⑥ 緊急時の対応について

■万が一児童が怪我や病気等により緊急で医療機関への受診を要し、保護者へ連絡が取れない場合には、タクシーを利用させていただきます。

その際のタクシー利用料は保護者負担となりますのでご了承ください。

⑦ 利用上の注意について

■学童保育は集団預かりです。すべてのお子さまを安全にお預かりするため、学童保育では一定のルールや支援員の指示を守っていただきます。

次の項目に該当する場合は、利用をお断りする場合があります。

- ①開所時間内にお迎えに来ていただけないことが続く場合
- ②学童保育の運営を妨げる行為を繰り返す場合
- ③ほかのお子さまや支援員に危害を加えることが度重なる場合
- ④施設を破壊する行為を繰り返す場合
- ⑤利用月にもかかわらず、2か月を超えて利用がない場合
- ⑥保護者負担金の支払いが滞っている場合

⑧ 学童保育運営業務の民間委託について

■令和7年1月より、高梁学童保育・川面学童保育・玉川学童保育・落合学童保育及び児童館・成羽学童保育・川上学童保育及び児童館は、民間事業者への運営業務委託を行っております。

気象警報等発令時は、児童の安全を守るため できる限り家庭保育へのご協力をお願いいたします。

警報等の発令状況や学校の対応に応じて下記のとおり対応します。
状況によっては原則通りとならない場合もありますのでご了承ください。
なお、その場合にはこども未来課または学童から「usagi メール」等によりお知らせします。

【警報が発令された場合】

※警報…大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪等のすべての警報（警戒レベル3相当）
または、市町村情報における高齢者等避難準備（警戒レベル3）を指します。

○平日

	警報の発令状況に伴う学校の対応等	学童保育の対応
①	各小学校の取り決め時刻の時点で警報等が発令されており学校が休校となった場合	8時から開所し、17時に閉所します
②	天候悪化等により学校から保護者へ引き渡し対応を依頼する場合	閉所します
③	給食の前に下校となった場合	
④	給食の後に下校となった場合	17時に閉所します
⑤	学童開所中に警報が発令された場合	（警報解除となった場合も17時に閉所します）

○土曜日・長期休業・振替休日

	警報の状況	学童保育の対応
①	開所時間までに警報が発令された場合	通常通り開所し、17時に閉所します
②	開所時間までに警報が発令され、午前10時までに解除された場合	通常通りの時間まで開所します
③	開所中に警報が発令された場合 （午前10時までに警報が解除されていない場合）	17時に閉所します

【土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）以上 または、避難指示（警戒レベル4）以上が発令された場合】

- ・各小学校の取り決め時刻の時点で発令されており、学校が休校となった場合は、閉所します。以降解除されても閉所とします。
- ・学校登校中に発令された場合は、閉所します。
- ・開所中に発令された場合は、直ちにお迎えを依頼します。

★注意事項

- ・警報発令中は、開所している場合でも、天候悪化や施設の状況等によりお迎えを依頼する場合があります。
- ・緊急時の連絡は「usagi メール」等により行いますので、各家庭で複数人が登録するなど、必ず確認ができるようにしておいてください。
- ・警報が発令された日に1人で下校することはできませんので、必ずお迎えをお願いします。
- ・台風等の災害発生時またはその恐れがある場合、閉所または開所時間を変更することがあります。その場合、予定より早く、保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

《参考》防災気象情報・避難情報と警戒レベルについて

判断基準とする情報には、気象庁の発表する「防災気象情報」と高梁市の発表する「避難情報等」の2つがあります。

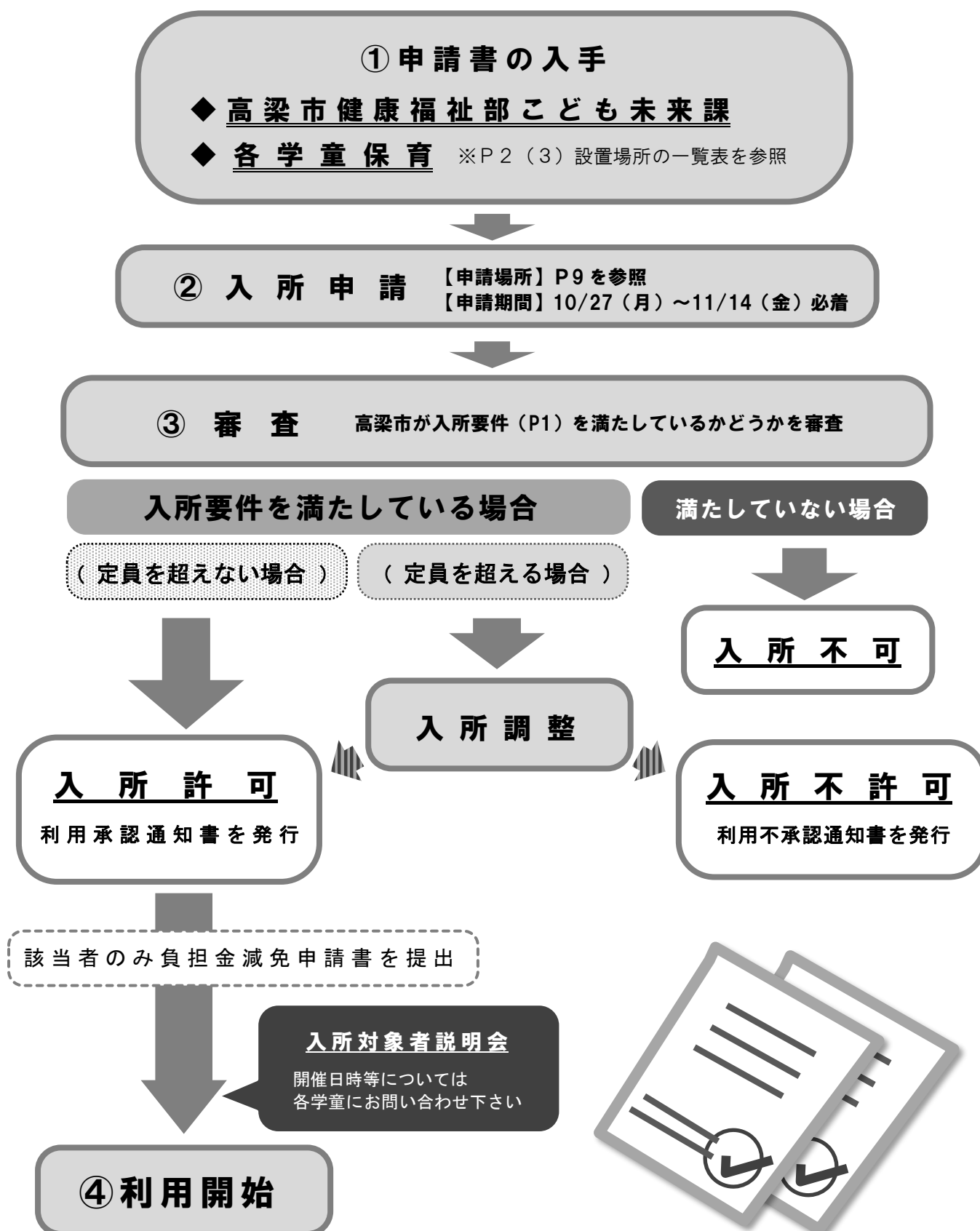
防災気象情報が発表されても、必ず避難情報が発令されるものではありません。

防災気象情報 (気象庁)				避難情報等 (高梁市)		
注意報	警 報	土砂災害 警戒情報	特別警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル2	警戒レベル3相当	警戒レベル4相当	警戒レベル5相当	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5



2. 利用手続き

(1) 手続きの流れ



(2) 入所提出書類

申請書等は必ず黒のボールペンでご記入ください。

鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンで記入された書類は受け付けできません。

1. 高梁市放課後児童健全育成事業利用（新規・継続）申請書

2. 家庭状況調査票

3. 児童の実態調査

4. 添付書類（P10. ㊦・㊧参照）

(3) 申請書の提出について

① 通年利用または期間限定

「高梁市放課後児童健全育成事業利用（新規・継続）申請書」に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に、下記の申請場所へ申請期間内に提出してください。

なお、期間限定利用（春、冬休み等）については、その都度、利用月の前々月までに申請をしてください。（夏休みのみ利用希望の方は4月末までに申請してください。）

通年利用の利用者が決定した後、定員の範囲内で受け入れます。

ただし、入所許可とならなかった場合は、すべて不許可となります。（保留扱いとはしません。）

（申請期間）

令和7年10月27日（月）～11月14日（金）（必着）

（申請場所）

○ 各学童保育

※P2（3）設置場所の一覧表を参照

○ 高梁市健康福祉部こども未来課（持参または郵送）

〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地

◆月～金（祝日、休日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※郵送の場合は、封筒の表に「学童保育申請書在中」とご記入ください。

㊦ 入所を希望する理由を証明する書類

①就労		就労証明書(発行後6ヶ月以内のもの)
②妊娠・出産		母子手帳(表紙、出産予定日が確認できるページ)の写し
③ 保護者の 疾病等	疾病・負傷	疾病負傷証明書、医師の診断書等
	障害	障害者手帳等の写し等、保育を必要とする理由が判断できる書類
④介護または看護		介護や看護が必要な状況の確認ができるもの (介護保険証、障害者手帳、医師の診断書の写し)
⑤災害		り災証明書、被災証明書の写し
⑥就学等		在学証明書、学生証、時間割等の写し、在籍している証明書類
⑦虐待・DVのおそれ		児童相談所等相談機関での証明書

① その他の状況に応じ提出するもの(※該当者のみ)

児童が障害等を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のいずれかの写し
--------------	-----------------------------------

※必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※㉠については、保護者の方それぞれについて証明が必要です。

※必要な添付書類が提出されないときは、入所要件を満たさないと判断する場合があります。
受付期間内に書類が間に合わない場合は、高梁市こども未来課に相談してください。

※兄弟姉妹等で申請する場合の添付書類は、2人目以降はコピーで構いません。

※書類を提出していただいた後に学童保育利用の必要性について審査しますので、必ずしも利用ができるとは限りません。

② 申請の取り下げ・利用の中止

以下の場合、「高梁市放課後児童健全育成事業 利用中止届」を提出してください。

（入所決定後の取り下げ）

- ①利用承認通知書を受け取ったが、入所前に利用を辞退する場合。
- ②利用期間満了前に学童を利用する必要がなくなった場合。

→高梁市こども未来課へ提出

※必ず利用を辞退(中止)したい月の前月中までに提出してください。

期間を過ぎて提出された場合は、当月分の保護者負担金をお支払いいただくことになりますので、ご注意ください。

（４）申請事項の変更について

- 勤務先、住所、家族状況など申請事項の変更があった場合には、「変更届」を高梁市こども未来課まで速やかに提出してください。
- 勤務先が変更になった場合には就労証明書の再提出が必要です。
- 就労証明書の雇用期間が利用期間中に更新された場合は、必ず、更新後速やかに更新後の就労証明書を提出してください。

※提出がない場合は、退所していただくことがあります。

（５）退所及び利用状況等の確認について

- 長期間欠席された場合(継続して 1 か月以上の欠席)には、学童保育の利用を継続されるかどうか確認させていただき、状況によっては退所していただくことがあります。
- 保護者の就労時間の変更などにより、入所要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。
- 利用期間満了(年度末など)による場合は、届出は不要です。

（６）入所許可の取消し

- 入所申請に虚偽や不正があった場合などには、許可を取り消すことがあります。
なお、この場合でも、利用した月の保護者負担金をご負担いただきます。

(7) よくあるお問い合わせ

No.	項目	質問	回答
1	入所申請	夏休みだけ利用することは可能か。	可能です。期間限定利用（春、冬休み等）については、その都度、利用月の前々月までに申請をしてください。（夏休みのみ利用希望の方は4月末までに申請してください。）
2	入所申請	きょうだいで申請した場合に、どちらかが入れない場合があるか。	定員を超過した場合には、低学年を優先して入所決定するため、下の子のみが入所可能となる場合があります。
3	入所申請	入所決定はいつ通知されるか。	通年利用は3月中旬を予定しております。 随時利用は2週間以内を目途に送付します。
4	入所申請	学童保育の利用が必要なくなったがどうしたらよいか。	「中止届」を、利用を中止する前月末までに学童保育へ提出してください。
5	入所申請	中止届を提出していたが、やはり利用する場合には再度申請が必要か。	再度申請をしていただく必要があります。添付書類についても同様です。
6	申請書類	同居の祖父母の勤務証明等は必要か。	必要ありません。
7	申請書類	就労証明書について、シフト制で早番遅番があるがどう記入したらよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
8	申請書類	証明書類について、きょうだいで利用申請する場合は2部必要か。	コピーでかまいませんので、各申請へ添付してください。
9	申請書類	証明書類について、保育園の申請に添付したが、学童用にも添付する必要があるか。	コピーでかまいませんので、学童用に添付してください。
10	申請書類	減免の事由に該当するが、入所申請時に提出が必要な書類があるか。	減免については利用承認後に手続きが必要なため、申請時には必要ありません。
11	利用料金	延長利用や土曜日を利用するには追加料金が必要か。	必要ありません。
12	利用方法	通年利用で利用承認されたが、夏休み等のみの利用に変更できるか。	変更できます。「中止届」に利用しない月を記入の上、提出してください。なお、夏休みの7月のように、短期間のみの利用であっても、負担金は全額お支払いいただきます。
13	利用方法	新1年生だが、入学式より前から利用可能か。	4月1日から利用可能です。
14	利用方法	欠席する場合は連絡が必要か。	必要です。欠席する場合の連絡方法等については、各学童保育へお問い合わせください。
15	利用方法	夜間勤務での就労形態の場合、利用できるか。	帰宅後8時間を経過した時間が午後3時以降となる場合は利用できます。
16	減免	減免の事由に該当するが、過去に減免が適用されていた場合、再度の申請が必要か。	年度ごとに申請が必要です。また、減免の事由に該当していても、申請していない場合は適用できません。

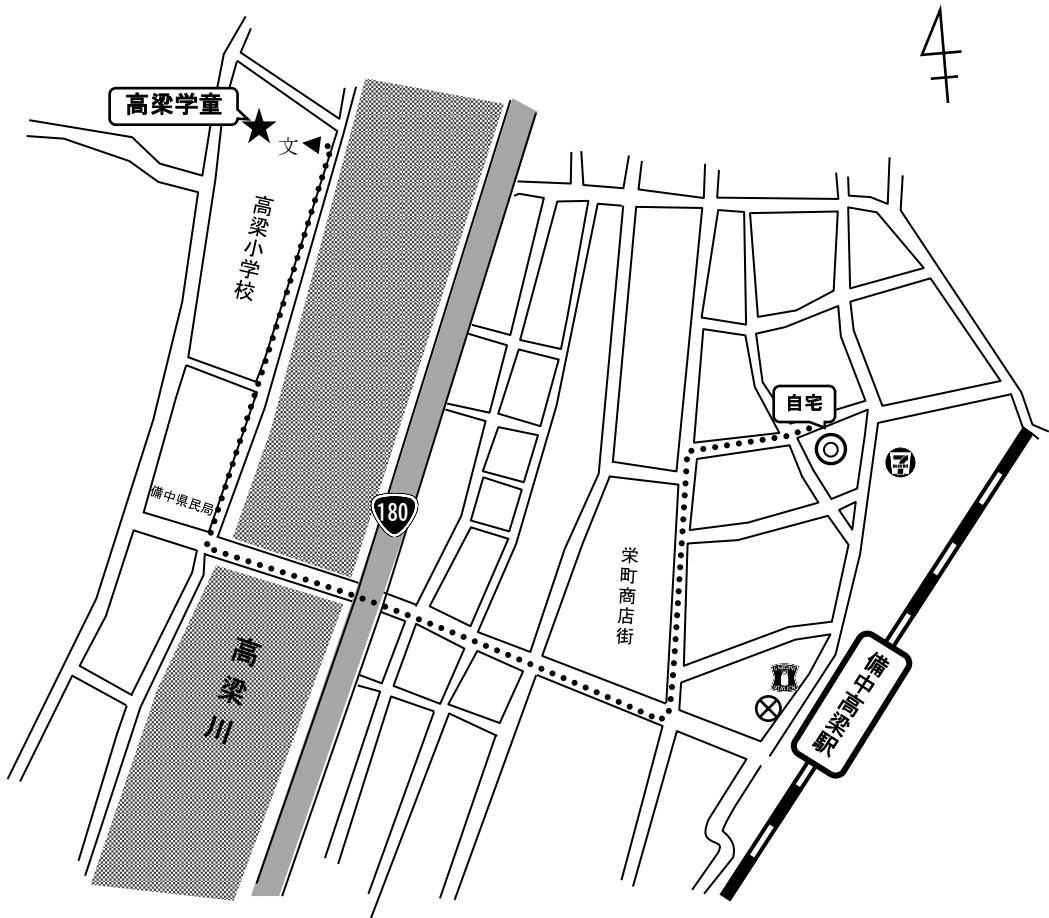
記 入 例

高梁市放課後児童健全育成事業利用(新規・継続)申請書				
令和〇年〇月〇日				
高梁市長 様 〒716-〇〇〇〇 (保護者)住所 高梁市〇〇町1番地 氏 名 高梁 大輔 電話番号(自宅 0866-〇〇-××××) (父携帯 090-〇〇〇〇-××××) 屋間連絡できるところ 高梁市放課後児童健全育成事業を利用したいので、次のとおり申請します。				
ふりがな 児 童 の 氏 名	たかはし まつり 高梁 まつり	男 ・ Ⓐ	生年月日	平成〇年〇月〇日
保護者の勤務先	株式会社〇〇 (電話番号 0866-□□-△△△△)			
小学校等の 名称・学年・ 担任教諭	高梁 小学校 3年 組 学 園	担任	〇〇 教諭	
※クラス・担任がまだ決まっていない場合は空欄でかまいません。				
利用を希望する学 童保育等の名称	高梁 学童保育	利用を 希望す る期間	令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで	
事業を利用しよう とする理由	両親ともに共働きで、祖父母が同居しているが、祖父は農業、祖母は自 営業を営んでおり、放課後に保育を行う者がいないため。 ※保育を必要とする理由をご記入ください。			
同居 家族	氏 名	続柄	生年月日	勤務先等の名称及び電話番号
	高梁 大輔	父	SO年〇月〇日	株式会社〇〇 (□□-△△△△)
	高梁 あゆ	母	SO年〇月〇日	△△病院 (□□-××××)
	高梁 さくら	姉	HO年〇月〇日	高梁小学校〇年
	高梁 金平	祖父	SO年〇月〇日	農業
	高梁 梅子	祖母	SO年〇月〇日	□□商店 (△△-〇〇〇〇)

※申請者も含めてご記入ください。(学童保育を利用する児童は省略していただいてかまいません。)

記入例

自宅までの略図（例）



その他

（平熱 36.5 度、アレルギーの有無 有 ・ **無** ）

かかりつけの病院名		高梁〇〇病院				
健康保険証	種類		記号	12345678	番号	900

記入例

家庭状況調査票

該当項目に○印を付けてください。	母 の 状 況		父 の 状 況		
	ア 病 気	イ 就 労	ア 病 気	イ 就 労	
	ウ 看護等		ウ 看護等		
ア に該当する場合の状況	a 入院 年 月頃まで		a 入院 年 月頃まで		
	b 通院 週 回		b 通院 週 回		
イ に該当する場合の状況	a 正社員 b 自営		a 正社員 b 自営		
	c 非常勤・パート等		c 非常勤・パート等		
ウ に該当する場合の状況	看護対象者名（続柄）（ ）		看護対象者名（続柄）（ ）		
	a 病院等付添（週 回） b 自宅で介護		a 病院等付添（週 回） b 自宅で介護		
仕 事 の 内 容	病院事務		建設業		
勤 務 場 所	自 宅 内 ・ 自 宅 外		自 宅 内 ・ 自 宅 外		
勤 務 先 名	△△病院		株式会社〇〇		
勤 務 先 所 在 地	高梁市〇〇町〇〇123番地		高梁市〇〇町〇〇456番地		
勤 務 先 電 話	Tel □□-×××× 内線（120）		Tel □□-△△△△ 内線（340）		
勤 務 日 数	月・週（5）日（月・火・水・木・金・土）		月・週（5）日（月・火・水・木・金・土）		
勤務・営業（自営）時間	8時 30分 ～ 17時 00分		9時 00分 ～ 18時 00分		
通 勤 時 間	時間 15 分		時間 35 分		
緊急連絡先 （携帯・勤務先等）	順序	氏 名	続柄	電 話 番 号	種別
	1	高梁 あゆ	母	090-〇〇〇〇-△△△△	自宅・携帯・勤務先
	2	高梁 大輔	父	090-〇〇〇〇-△△△△	自宅・携帯・勤務先
児童の健康状態（該当するものに○印を付けてください。具体的に記入してください。）					
アレルギー	有 ・ 無				
心身の障害	有 ・ 無		自閉症スペクトラム障害		
日常的な薬の服用等	有 ・ 無				
その他特に必要な配慮	有 ・ 無				
現在の保育状況			利用開始時に学童保育に在籍する兄弟がいる場合		
高梁 こども園 ・ 保育園 ・ 幼稚園			氏名：高梁 さくら 学年：3年生		
その他（ ）			学童保育名：高梁学童保育		
この申請にかかる審査において、申請者及び同一世帯員に係る調査、資料の確認を行うときは、その必要な範囲において、その関係する市公簿の閲覧等を行うことに同意いたします。					
令和 〇年 〇月 〇日 氏名 高梁 大輔					
本人の自署による署名又は記名押印をしてください。					

記 入 例

児童の実態調査

児童氏名

高梁 まつり

○入所希望のお子様についておたずねします。

※児童の健康状態について該当する項目があれば、ご記入ください。必要があれば入所後も保護者と連絡を密にさせていただき、お子様の成長について共に考えていきたいと思えます。また、適切な学童保育を運営していくために医療機関・施設等に保護者の方にご相談した上で連絡を取らせていただくことがありますので、ご了承ください。

(1) 病気や体質などで特別な配慮が必要ですか。 該当があれば○をつけてください。

- ・治療中の病気がある (病名)
- ・食物アレルギーがある。
- ・喘息発作を起こしやすい。
- ・視力に不安がある。
- ・聴力に不安がある。
- ・その他 ()

(2) 今までに医師等から、「経過を見る必要がある」・「何らかの配慮が必要である」と言われたことがありますか。 該当があれば○をつけてください。また、その内容を具体的に記入してください。

- ・行動について (具体的に)
- ・言葉について (具体的に)
- 情緒について (具体的に 自閉症スペクトラム障害)
- ・発達全体について (具体的に)
- ・その他 (持病がある等)

(3) 現在、医療や療育機関等を利用していますか。(利用の場合は、施設名と利用頻度を記入してください。)

- ・利用していない
- 利用している
医療・療育機関・施設名 (療育施設〇〇〇〇)
利用頻度 (週 1 日程度)

(4) 上記の補足や、その他健康面・行動面・生活面において特別な配慮が必要なことがあればご記入ください。

自閉症スペクトラム障害 (ASD) があり、こだわりが強く、状況に応じてうまく対応することが難しい。それによって友達と意見がぶつかることがある。

就労証明書

高梁市長

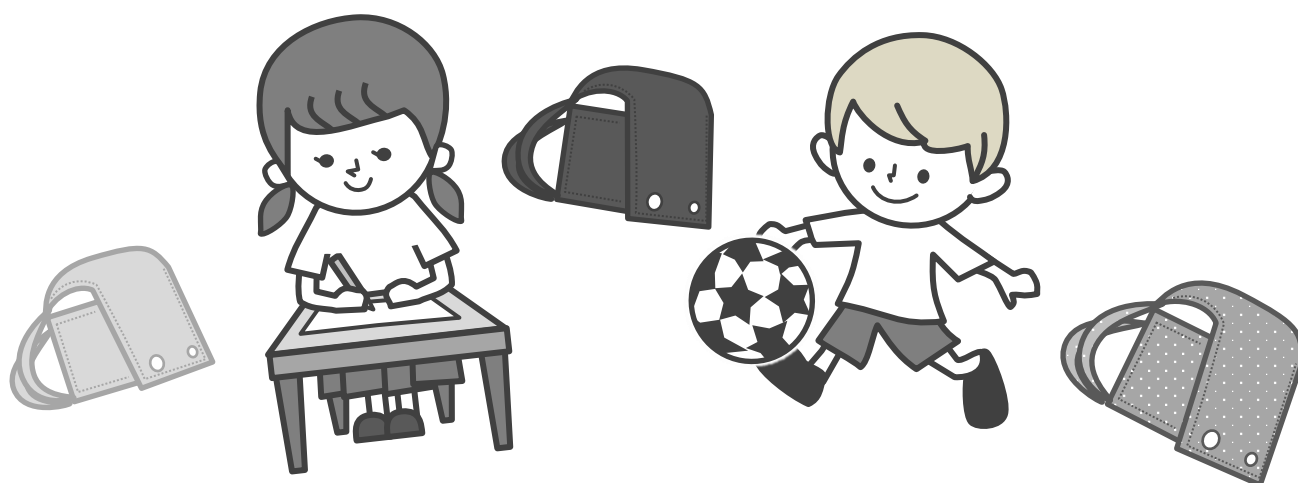
宛

記入例

証明日	西暦	2024	年	11	月	11	日
事業所名	●●●株式会社						
代表者名	松山 二郎						
所在地	岡山市北区●●●						
電話番号	086	—	226	—	●●●		
担当者名	松山 節子						
記載者連絡先	086	—	226	—	●●●		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☒ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	タカハシ アユ
	本人氏名	高梁 あゆ 生年月日 1991 年 2 月 6 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ) 2024 年 10 月 1 日 ~ 2025 年 9 月 30 日
4	本人就労先事業所	名称 ●●●株式会社 ●●●支店 住所 高梁市●●●町●●●番地
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 160 時間 分(うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分(うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分(うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分(うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☒ 月間 ☐ 週間 160 時間 分(うち休憩時間 1200 分) 就労日数 ☒ 月間 ☐ 週間 21 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 8 時 0 分 ~ 16 時 30 分(うち休憩時間 60 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2024 年 8 月 年月 2024 9 月 年月 2024 年 10 月 22 日/月 176 時間/月 20 日/月 160 時間/月 21 日/月 168 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 2 月 1 日 ~ 2025 年 5 月 24 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 5 月 25 日 ~ 2026 年 3 月 29 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2024 年 9 月 1 日 ~ 2024 年 11 月 30 日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 3 月 30 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 3 月 30 日 ~ 2026 年 6 月 30 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 16 時 0 分(うち休憩時間 60 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 高梁 まつり 2016 年 7 月 1 日 高梁学童保育 ☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)



学童支援員を募集しています！

こども未来課では、児童の健全な育成を図るとともに安定的な学童運営を行うため、学童支援員を随時募集しています。

子どもと関わることが好きな方、学童保育に興味のある方などがおられましたら、こども未来課までご連絡ください。

高梁市健康福祉部こども未来課 TEL：(0866) 21-2666